

坂東市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 7 項に規定する監査を、坂東市監査基準（令和 2 年坂東市監査委員告示第 2 号）に基づき執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

|         |       |
|---------|-------|
| 坂東市監査委員 | 神戸 俊裕 |
| 同       | 眞喜志 修 |

令和 8 年度

財政援助団体等監査結果報告書

坂 東 市 監 査 委 員

## 令和 8 年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査執行者

坂東市代表監査委員 神戸 俊裕

### 2 監査の実施日

令和 8 年 8 月 2 7 日

### 3 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づく監査

### 4 監査の対象団体

補助金等交付団体

公益社団法人 坂東市シルバー人材センター

(所管課：保健福祉部 介護福祉課)

### 5 監査の範囲

令和 7 年度に交付した補助金等（高年齢者労働能力活用事業費補助金）  
の出納及び関係事務の執行について

### 6 監査の方法

あらかじめ公益社団法人坂東市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）及び所管課である保健福祉部介護福祉課から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他の関係諸帳簿の提出を求め審査するとともに、シルバー人材センター及び所管課職員の説明を徴取し、補助事業が目的達成のために適正に運営されているか、会計経理事務が適正に執行されているか確認を行った。

### 7 監査の概要

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に

基づき設置されている。

その目的は、坂東市に居住する定年退職者等の高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献しようとするものである。

## (1) 公益社団法人 坂東市シルバー人材センターの概要

### ① 事業実績（令和 7 年度末）

- ・ 会員数                      総数 423 人（男 288 人・女 135 人）
- ・ 受注金額                    248,945,565 円
- ・ 受託件数                    2,425 件
- ・ 就業延人員                41,391 人
- ・ 就業実人員                337 人
- ・ 就業率                      79.7%
- ・ 補助金収入                市補助金    10,000,000 円  
                                    国補助金    9,772,000 円

### ② 役員構成

- ・ 理事会    16 名  
（理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 11 名、監事 2 名）

### ③ 事務局体制    5 名

（事務局長 1 名、係長 2 名、嘱託 2 名）

### ④ 沿革

- ・ 昭和 63 年    岩井市シルバー人材センター    設立
- ・ 平成 14 年    猿島町シルバー人材センター    設立
- ・ 平成 17 年    坂東市シルバー人材センター    統合
- ・ 平成 18 年    （社）坂東市シルバー人材センター    社団法人設立
- ・ 平成 24 年    （公社）坂東市シルバー人材センター    公益社団法人移行

## (2) 事業実施重点項目

### ① 安全適正就業の推進

- ・安全適正就業委員等による定期巡回指導の実施
- ・安全適正就業委員会及び事故予防講習会の開催
- ・就業基準の遵守
- ・会員の安全に配慮した仕事の受注
- ・ローテーション就業の推進

### ② 会員の拡大

- ・広報活動による入会説明会の周知
- ・現会員の紹介による入会強化対策

### ③ 就業機会の拡大

- ・様々なPR活動やセールス活動の強化
- ・ワークシェアリングの推進

### ④ 新たな契約方法（包括的契約）の移行に向けた対応

- ・フリーランス新法への対応と包括的契約への円滑な移行

### ⑤ デジタル技術の導入

- ・デジタル化による事務効率化、郵送費や消耗品などの削減

### ⑥ 組織体制の強化と健全財政の確保

- ・各種研修会への職員派遣
- ・補助金の確保
- ・事務事業の簡素化、事務処理の迅速化・効率化の推進による健全財政化の確保

### ⑦ その他

- ・ボランティア活動の実施、各組織の活動内容の検討

## 8 監査の結果

職員の説明聴取及び監査資料に基づき諸帳簿を監査した結果、補助事業は目的達成のため適正に運営され、事務処理も適切に処理されており、適正であると認める。

今回の監査を踏まえ、監査委員として次の意見を述べる。

### ① 会員数について

登録会員数は、平成29年度末に総数530人でピークを迎えて以降減少傾向が続いており、令和7年度末には総数423人となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、定年の延長や再雇用制度など近年の社会労働環境の変化が要因と考えられ、あわせて会員の年齢上昇も課題となっている。

我が国においては、急速な少子高齢化と人口減少に直面しており、労働力不足が大きな課題となっている。このような中、働く意欲のある高齢者がその能力を十分発揮できるよう、シルバー人材センターの果たす役割への期待が高まっている。

全国シルバー人材センター事業協会では、「新たな仲間づくり計画」を掲げ、全国のセンター一丸となって、令和7年度から令和12年度末までの6年間で会員数純増10万人超を目指していくこととしている。坂東市においても様々な機会を通じてシルバー人材センターのPRを行い、個別の目標達成に向けた活動を継続していただきたい。

### ② 補助金について

国庫補助金と市補助金の兼ね合い、事業活動における年度収支のバランス等を考慮し、坂東市補助金等交付規則及び坂東市高年齢者労働能力活用事業費補助金により、年間10,000千円を市補助金として援助している。この補助金は、シルバー人材センターの事業運営になくてはならないものとなっている。

会員への仕事の対価である配分金を確保しながら、事業活動に支障が出ないように運営していくことは難しい課題であり、今後もコロナ禍で生

じたような急激な受託事業の減少があった場合、シルバー人材センターの活動に多大な影響を与えることが予想される。

引き続き、安定した事務量の確保及び会員の就業機会の拡大のためにも、受託事業を確保し、円滑な事業運営に努められるとともに、補助金要望は的確な見通しと事業計画に基づく積算をもとに行われたい。

### ③ 事務処理について

関係書類は良好に整理されており、計数も正確である。しかし、一部の会計書類において軽微な誤りや添付書類もれ、支出根拠が不明確であるものが見受けられた。書類等の作成にあたっては、作成担当以外の者が見た場合でも内容がはっきり分かることが大切とされている。財務規則に沿った適正な運用を行うとともに、複数人でのチェック体制を確立されたい。